

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年8月21日
【会社名】	株式会社ソフト99コーポレーション
【英訳名】	SOFT99corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 秀明
【本店の所在の場所】	大阪市中央区谷町2丁目6番5号
【電話番号】	06(6942)8761(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 西川 保
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区谷町2丁目6番5号
【電話番号】	06(6942)8761
【事務連絡者氏名】	常務取締役 西川 保
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 201,227,100円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ソフト99コーポレーション東京支店 (東京都江東区東雲2丁目11番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	245,100株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数：100株

- (注) 1. 平成27年8月21日開催の取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分(以下、「本自己株式処分」といいます。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	245,100株	201,227,100	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	245,100株	201,227,100	-

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位(株)	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
821	-	100	平成27年9月10日	-	平成27年9月10日

- (注) 1. 募集株式の総数引受契約に基づく第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。
3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとしします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ソフト99コーポレーション 人事総務部	大阪市中央区谷町2丁目6番5号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 北浜支店	大阪市中央区北浜二丁目2番22号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
201,227,100	600,000	200,627,100

(注) 発行諸費用の概算額とは、本有価証券届出書提出に係る書類作成費用であります。なお、当該費用には消費税等は含んでおりません。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額200,627,100円につきましては、諸費用の支払い等の運転資金として使用する予定であります。

また、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要（平成27年8月21日現在）

名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）
本店の所在地	東京都中央区晴海一丁目8番11号 （晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーY）
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 桑名 康夫
資本金	51,000百万円
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る信託業務・銀行業務
主たる出資者及びその出資比率	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社：66.66% 株式会社りそな銀行：33.33%

b 提出者と割当予定先との間の関係（平成27年8月21日現在）

出資関係	割当予定先は当社の普通株式646,200株（2.90%）を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 出資関係における割当予定先の当社株式の保有株式数は、平成27年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

（従業員持株会支援信託E S O Pの内容）

当社は、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者とする従業員持株会支援信託契約（以下「本信託契約」といいます。）を締結します。本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。また、株式会社りそな銀行は、信託事務の一部を委託することを目的として、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（再信託受託者）に、本信託に属する信託財産を再信託します。割当予定先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）（以下「信託口」といいます。）は、当該再信託に係る契約によって設定される信託であります。

1. 概要

本信託は、「ソフト９９従業員持株会」（以下、「本持株会」といいます。）に加入するソフト９９グループの従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。

本信託では、割当予定先である信託口が当社株式を一括して取得し、信託口は本持株会に対して定期的に当社株式を売却していきます。本信託終了時まで、信託口による本持株会への当社株式の売却を通じて、信託口の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する本持株会会員に分配します。本信託の受益者適格要件は、本信託終了時に本持株会に加入していること、また、残余財産の分配基準は、本信託期間中に本持株会の会員各々が購入した株式数を基準としております。

なお、当社は、本信託が当社株式を取得するための借入について保証をしており、本信託終了時において当社株式の価格の下落により、当該株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

第三者割当については、当社と本信託との間で本届出書の効力発生後に締結される予定の株式譲渡契約に基づいて行われ、本信託を通じて信託口が当社株式を取得します。

信託口の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託管理人及び受益者代理人が本信託契約に定める「議決権行使のガイドライン」に従って、信託口に対して議決権行使の指図を行い、信託口はその指図に従い議決権行使を行います。

（参考）本信託の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託（他益信託）
信託の目的	受益者要件を充足するソフト９９グループの従業員に対する福利厚生制度の拡充及び本持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給
委託者	当社
受託者	株式会社りそな銀行（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
受益者	本持株会加入員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	信託管理人となる要件を充足する当社従業員
信託契約日	平成27年9月7日
信託の期間	平成27年9月7日～平成30年9月30日
議決権行使	受託者は、本持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	201,227,100円
株式の取得方法	当社自己株式の処分による取得

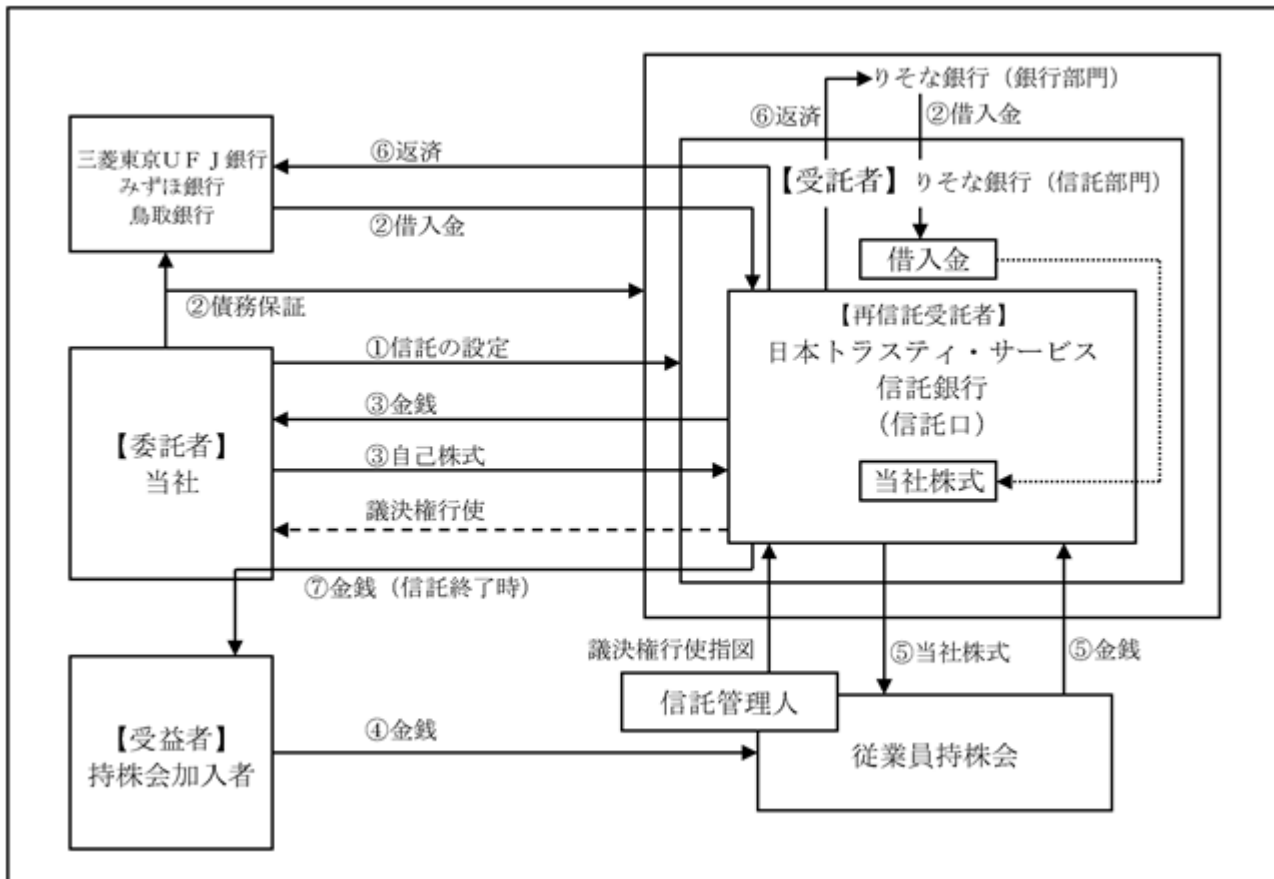
2. 本持株会へ売り付ける予定の株式の総数

245,100株

3. 受益者の範囲

本信託契約で定める信託契約終了日において、本持株会に加入している者のうち、本信託契約で定める所定の受益者確定手続の全てを完了している者を受益者とします。

(本信託の仕組み)



当社は、信託設定に係る金銭を信託に拠出し、本信託（他益信託）を設定します。

本信託は、各金融機関から株式取得代金の借入れを行い（当社は各金融機関に対して債務保証を行います。）、借入れた資金を信託口に再信託します。

信託口は借入れた資金で株式を取得します。信託口が株式を取得するにあたり、当社は、信託期間内に持株会が取得すると見込まれる相当数の当社自己株式の割当を一括して行います。

持株会加入者は、奨励金と併せて持株会に金銭を拠出します。

持株会は、毎月持株会加入者から拠出された買付代金をもって、信託口から時価で当社株式を購入します。

信託口は、持株会への株式の売却代金をもって借入金の元本を返済し、信託口が当社から受領する配当金等を原資とする信託財産をもって借入金の利息を返済します。

本信託は信託期間の終了や、信託財産の払底等を理由に終了します。本信託終了時には信託口の残余株式を処分し、借入金を完済した後なお剰余金が存在する場合、持株会加入者に分配します。

（本信託終了時に、信託口が借入金を返済出来なくなった場合、当社が債務保証履行することで、借入金を返済します。）

c 割当予定先の選定理由

当社は、「従業員持株会支援信託E S O P」（以下、「本制度」といいます。）の導入にあたり、円滑な導入や導入後の事務体制や過去の実績や本信託に係る事務コスト等を他社比較等も含めて総合的に勘案した結果、株式会社りそな銀行より提案のありました本制度を導入することといたしました。本制度は、信託財産の管理により得た収益を、従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生を図り、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社グループの企業価値向上を図ること及び本持株会に対して当社株式を安定的に供給することを目的としております。

また、当社は本信託の導入に関わりなく機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を進めてまいりましたが、本信託導入にあたり、金庫株の活用のため自己株式の割当を行うことといたしました。

なお、本信託においては、「従業員持株会支援信託E S O Pの内容 1. 概要」に記載しましたとおり、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者として本信託契約を締結した上で、株式会社りそな銀行の再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）を割当予定先として選定したものであります。

d 割り当てようとする株式の数

245,100株

e 株券等の保有方針

割当予定先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）は、本信託期間中の3年間に本持株会に対し毎月定期的に保有株式を売却するために保有するものです。

なお当社は割当予定先の原信託受託者である株式会社りそな銀行との間において、払込期日（平成27年9月10日）から2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。

f 払込みに要する資金等の状況

払込みに要する資金相当額につきましては、金銭消費貸借契約により調達する予定である旨を割当予定先から確認しており、払込みについて特段の問題はないものと判断しております。

上記金銭消費貸借契約は、本信託が払込みに要する資金を信託財産内に確保する目的で締結され、返済原資を本信託契約に基づく信託財産に限定し、信託財産で返済ができない場合は、保証人である当社が保証債務を履行する責任財産限定付金銭消費貸借契約（平成27年9月7日に契約締結予定）であります。

責任財産限定付金銭消費貸借契約（概要）

借入人：株式会社りそな銀行

保証人：当社

貸付人：株式会社三菱東京UFJ銀行

株式会社みずほ銀行

株式会社りそな銀行

株式会社鳥取銀行

g 割当予定先の実態

割当予定先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使等について、本信託に係る信託管理人又は受益者代理人の指図に従い行使することになります。信託管理人は、本契約締結時及び信託財産である株式の発注時において当社に関する未公表の重要事実を知らないことを要件としており、信託管理人には、当社従業員が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。なお、信託管理人及び受益者代理人は、信託口に対して議決権行使等に関する指図を行うに際しては、本信託契約及び本信託契約に定める「議決権行使のガイドライン」（不統一行使となった場合には信託財産である当社普通株式の議決権行使の総数に賛成または反対、棄権の比率を乗じて、賛成または反対の議決権を行使し、あるいは棄権する数を算出し行使する）に従います。

なお、割当予定先及びその原信託受託者である株式会社りそな銀行（以下、「割当予定先等」といいます。）が暴力もしくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否かについては、割当予定先等が特定団体等と何らかの関係の有しているか否かについては、割当予定先等のウェブサイト及びディスクロージャー誌等の公開情報に基づく調査並びに本信託契約を確認し、当社としましては、割当予定先等が特定団体等と何らかの関係の有していないと判断いたしました。

当社は、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 処分金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

1株当たりの処分金額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間(平成27年7月21日から平成27年8月20日まで)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である821円(円未満切捨)といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

b 当該発行が会社法に定める有利発行に該当しないものと判断した理由及び判断の過程

処分金額821円については、取締役会決議日の直前営業日の終値851円に対してディスカウント率3.5%であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3ヶ月間(平成27年5月20日から平成27年8月20日まで)の終値平均813円(円未満切捨)に対してプレミアム率1.0%であり、あるいは同直近6ヶ月間(平成27年2月20日から平成27年8月20日まで)の終値平均790円(円未満切捨)に対してプレミアム率3.9%となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る払込金額は、特に有利なものといえず、合理的なものと判断しております。

また、上記払込金額に関し、取締役会に出席した社外取締役及び監査役4名(うち3名は社外監査役)全員が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

なお、本自己株式処分数量は、本持株会の買付実績(直近の月例買付、賞与買付、奨励金及び配当再投資の実績額)を年次換算した額を、本持株会の年間買付予定額として、今後3年間の信託期間中に本持株会が信託口より買付すると見込まれる金額を算出し、これを処分価額で除した株式数であります。

本自己株式処分の対象となる株式数245,100株は、平成27年3月31日現在の発行済株式総数に対し1.10%(小数点第3位を四捨五入、平成27年3月31日現在の総議決権個数217,895個に対する割合1.12%)と小規模なものです。

また、本自己株式処分により信託口に割り当てた当社株式は、毎月一定日に本持株会に対して売却されるものであることから、本自己株式処分による株式の希薄化及び流通市場への影響は軽微であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
サントレード株式会社	大阪府東大阪市長田西3丁目5-17	3,246,528	14.90	3,246,528	14.73
鈴木 幹子	米国ハワイ州	1,492,656	6.85	1,492,656	6.77
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL (常任代理人 シティバンク銀 行株式会社)	CITIGROUP CENTRE, CANADA SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 5LB (東京都新宿区新宿6丁目27番 30号)	1,004,100	4.61	1,004,100	4.56
ロイヤルバンクオブカナダトラ ストカンパニー(ケイマン)リ ミテッド (常任代理人 立花証券株式会 社)	24 SHEDDEN ROAD PO BOX 1586 GEORGE TOWN GRAND CAYMAN KY1-110 CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋小網町7- 2)	948,400	4.35	948,400	4.30
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	646,200	2.97	891,300	4.05
株式会社エイチイーエス	大阪府枚方市樟葉朝日2丁目6- 21	835,000	3.83	835,000	3.79
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7 番1号	799,200	3.67	799,200	3.63
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービ ス信託銀行株式会社)	東京都千代田区内幸町1丁目1 番5号 (東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエ アオフィスタワーZ棟)	709,600	3.26	709,600	3.22
田中 秀明	京都府京田辺市	661,976	3.04	661,976	3.00
田中 信	大阪府枚方市	603,720	2.77	603,720	2.74
計		10,947,380	50.24	11,192,480	50.79

(注) 1. 平成27年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 上記のほか当社保有の自己株式482,586株は、割当後237,486株となります。

3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の割当後の所有株式数のうち、本信託に係る株式数は245,100株であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成27年8月21日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2．臨時報告書の提出について

「第四部組込情報」に記載の有価証券報告書（第61期事業年度）の提出日以後、本有価証券届出書の提出日（平成27年8月21日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成27年6月26日提出の臨時報告書）

平成27年6月25日開催の当社第61期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

（会社提案）

議案 剰余金処分の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

（会社提案）

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	決議の結果	
				可否	賛成比率（％）
議案	183,528	474	0	可決	99.74

（注）1．決議事項が可決されるための要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

2．当該株主総会において議決権を行使することができる株主の有する議決権の数は217,895個です。

3．賛成の割合の計算方法は次のとおりです。

本株主総会に出席した株主の議決権の数に対する、議決権行使書面提出分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合です。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第61期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月25日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第62期第1四半期)	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	平成27年8月7日 近畿財務局長に提出
四半期報告書の訂 正報告書	事業年度 (第62期第1四半期)	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	平成27年8月18日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月25日

株式会社ソフト９９コーポレーション

取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	渡部 靖彦	印
代表社員 業務執行社員	公認会計士	安岐 浩一	印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフト９９コーポレーションの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソフト９９コーポレーション及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ソフト99コーポレーションの平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ソフト99コーポレーションが平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月25日

株式会社ソフト99コーポレーション
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 公認会計士 渡部 靖彦 印
業務執行社員代表社員 公認会計士 安岐 浩一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフト99コーポレーションの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソフト99コーポレーションの平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年8月7日

株式会社ソフト99コーポレーション

取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 渡部 靖彦 印代表社員
業務執行社員 公認会計士 安岐 浩一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフト99コーポレーションの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ソフト99コーポレーション及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。